

教委議案第13号

明石市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する
規程等の一部を改正する訓令制定のこと

明石市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程等の一部を改正する
訓令を次のように制定する。

令和4年3月29日提出

明石市教育委員会
教育長 北 條 英 幸

稚園に勤務する職員に限る。)	長
3 (略)	
4 園長の <u>研修の実施に関すること。</u>	こども局 こども育成室を所管する部長(当該部長を置かない場合にあつては、こども局長)
5 職員の <u>研修の実施に関すること</u> (園長に対するものを除く。)	こども局 こども育成室の課長又は担当課長
6～10 (略)	
11 職員の産前産後休暇、療養休暇、ドナー休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇、短期介護休暇、介護休暇、 <u>出生サポート休暇</u> 、リ	こども局 こども育成室

限る。)	長
3 (略)	
4 園長の <u>研修を実施すること。</u>	こども局 こども育成室を所管する部長(当該部長を置かない場合にあつては、こども局長)
5 職員の <u>研修を実施すること</u> (園長に対するものを除く。)	こども局 こども育成室の課長又は担当課長
6～10 (略)	
11 職員の産前産後休暇、療養休暇、ドナー休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇、短期介護休暇、介護休暇、 <u>出生サポート休暇</u> 、リ	こども局 こども育成室

フレッシュ休暇、育児時間及び組合休暇を承認すること。	の課長又は担当課長
12～14 (略)	
15 職員の <u>出退勤の状況等の記録及び休暇等の届出</u> を査閲すること。	こども局こども育成室の課長又は担当課長
16 (略)	

フレッシュ休暇、育児時間及び組合休暇を承認すること。	の課長又は担当課長
12～14 (略)	
15 職員の <u>休暇届等</u> を査閲すること。	こども局こども育成室の課長又は担当課長
16 (略)	

備考

- 1 改正部分は、下線の部分である。
- 2 改正の欄に「(削る)」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。
- 3 現行の欄に「(新設)」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。

(明石市教育委員会職員安全衛生規程の一部改正)

第2条 明石市教育委員会職員安全衛生規程(昭和56年教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改 正	現 行
<p>(総括安全衛生管理者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 総括安全衛生管理者は、教育委員会を所管する部長(当該部長を置かない場合にあつては、局長)をもつて充てる。ただし、総括安全衛生管理者に事故があるとき又は欠けたときは、<u>教育企画室総務担当の課長又は担当課長</u>(以下「総務担当課長」という。)が、その職務を代理する。</p> <p>(安全管理者)</p> <p>第5条 教育長は教育委員会に法第11条第1項の規定により、安全管理者を置き、<u>総務担当課長、教育企画室学校管理担当の課長又は担当課長及び学校給食課長</u>をもつて充てる。</p> <p>第6条～第15条 (略)</p> <p>第4章 健康管理</p> <p>(健康診断)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 健康診断等の実施責任者(以下「実施責任者」という。)は、次の各号に掲げる健康診断の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定期健康診断その他関係法令に定める健康診断及び随時健康診断並びに総括安全衛生管理者が必要と認める予防接種 <u>総務担当課長</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>第17条～第25条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第26条 委員会の庶務は、<u>教育企画室</u>において処理し、委員会の重要事項について議事録を作成し、保管するものとする。</p>	<p>(総括安全衛生管理者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 総括安全衛生管理者は、教育委員会を所管する部長(当該部長を置かない場合にあつては、局長)をもつて充てる。ただし、総括安全衛生管理者に事故があるとき又は欠けたときは、<u>総務課長</u>が、その職務を代理する。</p> <p>(安全管理者)</p> <p>第5条 教育長は教育委員会に法第11条第1項の規定により、安全管理者を置き、<u>総務課長、学校管理課長及び学校給食課長</u>をもつて充てる。</p> <p>第6条～第15条 (略)</p> <p>第4章 健康管理</p> <p>(健康診断)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 健康診断等の実施責任者(以下「実施責任者」という。)は、次の各号に掲げる健康診断の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定期健康診断その他関係法令に定める健康診断及び随時健康診断並びに総括安全衛生管理者が必要と認める予防接種 <u>総務課長</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>第17条～第25条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第26条 委員会の庶務は、<u>総務課</u>において処理し、委員会の重要事項について議事録を作成し、保管するものとする。</p>

以 下 略

以 下 略

備考

- 1 改正部分は、下線の部分である。
- 2 改正の欄に「(削る)」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。
- 3 現行の欄に「(新設)」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。

(明石市立学校教職員安全衛生規程の一部改正)

第3条 明石市立学校教職員安全衛生規程（平成14年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改 正	現 行
<p>(協議会の組織)</p> <p>第16条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>教育企画室総務担当の課長又は担当課長</u>及び学校教育課長</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>第17条～第33条 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別記様式(第11条関係)</p> <p>安全衛生委員会設置報告書 (略)</p> <p>安全衛生管理者氏名 _____</p>	<p>(協議会の組織)</p> <p>第16条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>総務課長</u>及び学校教育課長</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>第17条～第33条 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別記様式(第11条関係)</p> <p>安全衛生委員会設置報告書 (略)</p> <p>安全衛生管理者氏名 _____ 印</p>
<p>備考</p> <p>1 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>2 改正の欄に「(削る)」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。</p> <p>3 現行の欄に「(新設)」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。</p>	

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

本案は、令和4年度から、教育総務課、学校管理課、青少年教育課の3課が統合され、新たに教育企画室が発足することに伴い、規定の整備を行うほか、所要の整備を図ろうとするもの。